

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書を不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 20 年 1 月 15 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「〇〇川河川管理道の損壊箇所の状況調査の資料、写真等（特に損壊の原因等を示す資料）」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「〇〇川河川管理道の損壊箇所の状況調査の資料、写真等（特に損壊の原因等を示す資料）に該当する文書としての地域住民からの聞取票」（以下「本件対象文書」という。）を本件請求の対象となる行政文書として特定の上、平成 20 年 1 月 29 日付けで条例第 10 条第 2 号（個人情報）に該当する情報であることを理由に、行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

なお、実施機関は、本件請求に対して、本件処分のほか、同日付けで 2 件の行政文書部分開示決定を行い「〇〇市職員からの聞取票（9/7, 9/10）及び同聞取票に付属する H 7 年現地写真並びに H13 年普通河川土木工事等許可申請書添付写真」等を異議申立人に対し、部分開示している。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 20 年 2 月 7 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、個人情報以外の部分開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

実施機関は、本件処分により、個人情報と全く関係ない資料まで隠匿している。本件聞取票のうち、氏名以下、特定個人であることを示す事項を抹消した上で部分開示すれば良いことであり、個人情報保護法の個人情報の範囲（定義）の認識がなく、適用範囲について、重大な誤りをおかし、監督者も含めて不勉強ではないか。県情報公開条例が忘れ去られた条例違反である。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等で説明している内容を総合すると、本件対象文書を不存とした理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件対象文書としての地域住民からの聞取票には、条例第 10 条第 2 号に規定する個人に関する情報が含まれているため、特定の個人を識別するものに該当

する。

- 2 本件対象文書の一部でも開示すると、少なくとも地元住民等の関係者においては、被聴取者及び当該被聴取者が調査において言及した特定個人を識別できることとなり、これらの者の権利利害が害されるおそれがある。
- 3 なお、前記1及び2について補足すると次のとおりである。
 - (1) 本件聞き取りは、〇〇川旧護岸損壊地点の付近住民のうち、昭和40年代の河川改修時の護岸形状やその後の本件損壊の原因の調査に資すると思われる関係者に行ったものであり、本件開示請求者を含む関係住民にとっては、おおよそ20名程度が聞き取り対象となっていることが、ある程度推察できる状況にある。このことは、誰が証言者なのかということが、既に、一定程度絞りこまれてしまっていることが前提となった上での開示請求がなされているという特殊事情があることを示している。
 - (2) その上、本件異議申立人の請求により、既に当時の河川改修に係る用地関係の図書を開示しており、同人が本件損壊場所付近の地権者の一人であることを考え合わせると同人に本件対象文書を開示することは、さらに証言者を少数に絞ることが可能になるといった状況がある。
 - (3) したがって、「一般人が通常入手し得る他の情報と照合することによって、特定の個人を識別することができないような個人情報の開示すべき」という原則があることは承知しているが、本件のような特殊事情をかかえた事案においては、一部でも開示すると、本件異議申立人を含めた付近住民などに対しては、誰の証言かが推察可能になり、ひいては、その証言者が、関係者、近隣者から不当な中傷等を受けるおそれがある、あるいは、誰が〇〇川に係る過去の事情の詳しい記憶を有しているのかといったプライバシーともいべき事柄が公になってしまうおそれがあることから、開示できないものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、〇〇川河川管理道の損壊箇所の状況調査に係る地域住民からの聞取票である。

異議申立人は、本件聞取票のうち、氏名以下特定個人が識別できる情報を除いた上での部分開示は可能である旨を主張しているので、本件処分の妥当性について、以下検討する。

2 本件対象文書の条例第10条第2号等の該当性について

(1) 条例第10条第2号の意義について

本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは、最大限保護する必要があること、また、個人のプライバシーの概念は、抽象的であり、その具体的内容や保護すべき範囲が明確でないことから、広く個人に関する情報について、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報は、不開示とすることを定めたものである。

(2) 条例第10条第2号本文該当性について

ア 本件対象文書に記載されている個人の氏名、続柄、所属、肩書き及び電話番号等は、条例第10条第2号本文に規定する「特定の個人が識別される

情報」に該当する。

イ また、本件対象文書には、特定地点付近の護岸の形状がどのようなものであったかといった証言情報のように、それ自体では、一般的には特定の個人を識別することができない情報が記載されている。

しかし、本件調査の対象人数は一定規模に限定されており、かつ、付近住民といった特定の関係者にとっては、家族状況、病歴、居住年数及び家屋状況といったように、特定の個人を識別し得る可能性がある部分が記載されていることから、この部分の情報と当該関係者が既に保有している情報とを照合することにより、本件聞き取り調査に応じた特定の個人が識別される可能性がある。

したがって、このような情報は、条例第 10 条第 2 号本文に規定する「特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報」に該当する。

ウ さらに、本件対象文書には、被聴取者が記憶している〇〇〇川堤防の状況など様々な情報が記載されており、特定の個人を識別できないものも含まれているが、これらの部分を公にすると、個人の生活体験及び率直な心情を交えた被聴取者の証言内容の詳細が明らかとなることに加え、事後的に第三者に公開される可能性があることを踏まえて当該被聴取者が証言したとは思えない事情がうかがわれることから、前記ア及びイの個人識別情報の部分を除いたとしても、条例第 10 条第 2 号本文に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と認められる。

エ 以上のことから、上記アからウまでの情報は、いずれについても、条例第 10 条第 2 号本文に該当するものと認められる。

(3) 条例第 11 条第 2 項該当性について

次に、条例第 11 条第 2 項の規定による部分開示の可否について、検討する。

本件対象文書は、被聴取者の様々な個人的体験に係る記憶内容などを記載した文書であり、上記アからウまでの不開示情報とそれらを除いた残りの記載部分とを、容易に分離することは困難である。

仮に、両者を分離できたとしても、上記(2)アからウまでの不開示情報が大半を占める結果となり、当該不開示情報を除いた場合には、聞取票の様式、調査者である職員の所属、職、氏名及び聞取票の表題の一部等が残るのみとなることから、本件開示請求の趣旨が「本件河川管理道の損壊原因を知りたい。」といった点に主眼がある点に鑑みると、条例第 11 条第 1 項に規定する「開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができる」ときに相当するような有意性のある情報が残っているとは言えなくなる。

したがって、同条第 1 項を適用した上での同条第 2 項に基づく部分開示は困難であると認められる。

(4) 結論

以上のことから本件対象文書は、条例第 10 条第 2 号に該当し、かつ、条例第 11 条第 2 項には該当しないと判断する。

3 その他

異議申立人によるその他種々の主張は、いずれも当審査会の結論を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
20. 3. 10	・ 諮問を受けた。
20. 3. 28	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 5. 12	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
20. 5. 30	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 6. 2	・ 異議申立人から意見書を収受した。
20. 6. 18	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
22. 9. 27 (平成 22 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 11. 18 (平成 22 年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 12. 10 (平成 22 年度第 8 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 1. 14 (平成 22 年度第 9 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁 護 士
中 坂 恵 美 子	広 島 大 学 大 学 院 准 教 授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広 島 大 学 大 学 院 教 授